

土地改良工事積算基準の適用について（お知らせ）

令和 5 年 7 月 27 日
広島県農林水産局

広島県が発注する土地改良工事等の積算基準の適用についてお知らせします。

1 概要

令和 4 年 10 月 1 日から適用している土地改良工事積算基準書（令和 4 年度）関係の一部改正があったため、次の基準（諸経費関係）について令和 5 年 8 月 1 日から適用します。

2 適用する基準

- ・土地改良事業等請負工事積算基準の制定について
（平成 5 年 2 月 22 日 5 構改 D 第 49 号農林水産省構造改善局長通知）
一部改正新旧対照表
- ・土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準
（平成 13 年 3 月 22 日 12 農振第 1680 号農林水産省農村振興局長通知）
一部改正新旧対照表
- ・土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について
（平成 12 年 3 月 24 日付け 12 構改 D 第 238 号農林水産省構造改善局長通知）
一部改正 新旧対照表

※新旧対照表の改正後を適用します。

3 適用日

「総括情報表」の「単価適用日」が「05.08.01」のものから適用します。

4 その他

改正の概要については、農林水産省ホームページにも掲載されています。

【農林水産省ホームページ】

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/index.html>

改正後を適用

○ 土地改良事業等請負工事積算基準の制定について（平成 5 年 2 月 22 日 5 構改 D 第 49 号農林水産省構造改善局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後		現 行	
別 紙 土地改良事業等請負工事積算基準 第 1 ～第 10 〔略〕 別表 1 工種区分		別 紙 土地改良事業等請負工事積算基準 第 1 ～第 10 〔略〕 別表 1 工種区分	
工 種 区 分	工 種 内 容	工 種 区 分	工 種 内 容
ほ 場 整 備 工 事	〔略〕	ほ 場 整 備 工 事	〔略〕
農 用 地 造 成 工 事	〔略〕	農 用 地 造 成 工 事	〔略〕
舗 装 工 事	〔略〕	舗 装 工 事	〔略〕
道 路 改 良 工 事	〔略〕	道 路 改 良 工 事	〔略〕
水 路 ト ン ネ ル 工 事	〔略〕	水 路 ト ン ネ ル 工 事	〔略〕
水 路 工 事	〔略〕	水 路 工 事	〔略〕
排 水 路 工 事	〔略〕	排 水 路 工 事	〔略〕
河 川 工 事	〔略〕	河 川 工 事	〔略〕
管 水 路 工 事	〔略〕	管 水 路 工 事	〔略〕
管 更 生 工 事	〔略〕	管 更 生 工 事	〔略〕
畑 か ん 施 設 工 事	〔略〕	畑 か ん 施 設 工 事	〔略〕
干 拓 工 事	〔略〕	干 拓 工 事	〔略〕
海 岸 工 事	〔略〕	海 岸 工 事	〔略〕
コンクリート補修工事	〔略〕	コンクリート補修工事	〔略〕
た め 池 工 事	〔略〕	た め 池 工 事	〔略〕
そ の 他 土 木 工 事 （ 1 ）	〔略〕	そ の 他 土 木 工 事 （ 1 ）	〔略〕
そ の 他 土 木 工 事 （ 2 ）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、 <u>ため池廃止、ため池附帯構造物（安全施設工等）</u>	そ の 他 土 木 工 事 （ 2 ）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト
フ ィ ル ダ ム 工 事	〔略〕	フ ィ ル ダ ム 工 事	〔略〕
コンクリートダム工事	〔略〕	コンクリートダム工事	〔略〕
別表 2 ～別表 6 〔略〕		別表 2 ～別表 6 〔略〕	

改正後を適用

○ 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成 13 年 3 月 22 日 12 農振第 1680 号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後			現 行		
別 紙 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準			別 紙 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準		
第 1 ～ 第 3 〔略〕			第 1 ～ 第 3 〔略〕		
別表 1 共通仮設費率適用範囲			別表 1 共通仮設費率適用範囲		
項 目	率 の 対 象 項 目	率 に 別 途 加 算 で き る 項 目	項 目	率 の 対 象 項 目	率 に 別 途 加 算 で き る 項 目
運 搬 費	〔略〕	〔略〕	運 搬 費	〔略〕	〔略〕
準 備 費	〔略〕	〔略〕	準 備 費	〔略〕	〔略〕
安 全 費	1 ～ 6 〔略〕 7 粉塵作業の予防に要する費用（「 <u>ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン</u> 」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「 <u>鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について</u> 」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する） 8 ～ 10 〔略〕	〔略〕	安 全 費	1 ～ 6 〔略〕 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 ～ 10 〔略〕	〔略〕
役 務 費		〔略〕	役 務 費		〔略〕
技術管理費	〔略〕	〔略〕	技術管理費	〔略〕	〔略〕
営 繕 費	〔略〕	〔略〕	営 繕 費	〔略〕	〔略〕
別表 2 ・ 別表 3 〔略〕			別表 2 ・ 別表 3 〔略〕		

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成 12 年 3 月 24 日付け 12 構改 D 第 238 号農村振興局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行																			
別紙	別紙																			
土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)	土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)																			
第 1 〔略〕	第 1 ～第 3 〔略〕																			
第 4 鋼橋製作架設工事	第 4 鋼橋製作架設工事																			
1 ～ 2 〔略〕	1 ～ 2 〔略〕																			
3 請負工事費の積算	3 請負工事費の積算																			
3－1 〔略〕	3－1 〔略〕																			
3－2 架設工事原価	3－2 架設工事原価																			
(1) 〔略〕	(1) 〔略〕																			
(2) 間接工事費	(2) 間接工事費																			
ア 共通仮設費	ア 共通仮設費																			
共通仮設費は、所定の率計算による費用に積み上げ計算による費用を加算して行うものとする。 当該費用＝対象金額×共通仮設費率 対象金額＝直接工事費＋事業損失防止施設費＋支給品費＋官貸額＋準備費に含まれる処分費	共通仮設費は、実情に応じた率を計上する。																			
(ア) 率計算による算定																				
率計算による算定方法は、下表に定める工種の共通仮設費率を用い、次式により算定する。																				
<table><tr><th rowspan="3">工種区分</th><th>対象金額</th><th colspan="2">適用区分</th></tr><tr><th>600万円以下</th><th>600万円を超え10億円以下</th><th>10億円を超えるもの</th></tr><tr><th>下記の率とする。</th><th colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th></tr><tr><td></td><td></td><th>a</th><th>b</th></tr><tr><td>鋼 橋 架 設 工 事</td><td>38.36%</td><td>10,668.4</td><td>－0.3606</td><td>6.06%</td></tr></table>	工種区分	対象金額	適用区分		600万円以下	600万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。				a	b	鋼 橋 架 設 工 事	38.36%	10,668.4	－0.3606	6.06%	下記の率とする。
工種区分		対象金額	適用区分																	
		600万円以下	600万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの																
	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																		
		a	b																	
鋼 橋 架 設 工 事	38.36%	10,668.4	－0.3606	6.06%																
「算定式」																				
$Y=a \cdot X^b$																				
ただし、Y：共通仮設費率（％）																				
X：対象金額（円）																				
a、b：変数値																				
（注）Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。																				
(イ) 共通仮設費率の補正																				

改正後

施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、第3 施設機械設備工事 3－2 据付工事原価（2）間接工事費 ア共通仮設費（キ）地域補正の適用における適用条件に該当する場合、上表の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

イ 現場管理費

現場管理費は、所定の率計算により求めた現場管理費率で次式により算定する。

現場管理費＝対象金額×現場管理費率

対象金額＝純工事費（直接工事費＋共通仮設費）＋支給品費＋官貸額

（ア）現場管理費率

工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
鋼 橋 架 設 工 事		48.24%	303.1	－0.1166	27.05%

〔算定式〕

$Y = a \cdot X^b$

Y：現場管理費率（％）

X：対象金額（円）

a、b：変数値

（注）Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

（イ）現場管理費率の補正

施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、第3 施設機械設備工事 3－2 据付工事原価（2）間接工事費 イ現場管理費（キ）地域補正の適用における適用条件に該当する場合、上表の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

3－3～3－9 [略]

第5 [略]

現行

イ 現場管理費

現場管理費は、実情に応じた率を計上する。

3－3～3－9 [略]

第5 [略]